

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月17日
【届出者の氏名又は名称】	TJ1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 赤池 敦史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	TJ1株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、TJ1株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マクロミルをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A条及び米国1934年証券取引所法第21 E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月15日付で提出した公開買付届出書(2024年12月26日付、2025年1月17日付及び2025年2月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、①公開買付者が、2025年2月17日付で、(1)Oasis Investments II Master Fund Ltd.、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.並びに(2)Will Field Capital Pte. Ltd.との間でそれぞれ応募契約を締結したこと並びに②対象者が2025年2月14日付で第12期中半期報告書(自2024年7月1日至2024年12月31日)を提出したことに伴い、記載事項及び添付書類である2024年11月15日付公開買付開始公告(2024年12月26日付、2025年1月17日付及び2025年2月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の一部に訂正すべき事由(公開買付期間を、2025年2月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2025年2月17日から、本書提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたので、これを訂正するとともに、上記半期報告書を公開買付届出書の添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件を満たす下限の設定

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

② 半期報告書

6 その他

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出日現在、Oasis Management Company Ltd.及びWill Field Capital Pte. Ltd.との間で、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)での応募に係る応募契約の締結に向けた協議を行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年2月3日付で、公開買付期間を2025年2月17日まで延長し、合計60営業日とすることを決定いたしました。

なお、公開買付期間が長期化したことに伴い、株主構成が一定程度変動している可能性があることから、再度株主構成を精査したうえで、名義株主及び実質株主(実質株主のアセットオーナーと考えられる資金提供者を含みます。)に対し、本公開買付けに応募いただけるよう、書簡の送付や面談による対話等の対応を行うことを予定しております。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年2月3日付で、公開買付期間を2025年2月17日まで延長し、合計60営業日とすることを決定いたしました。

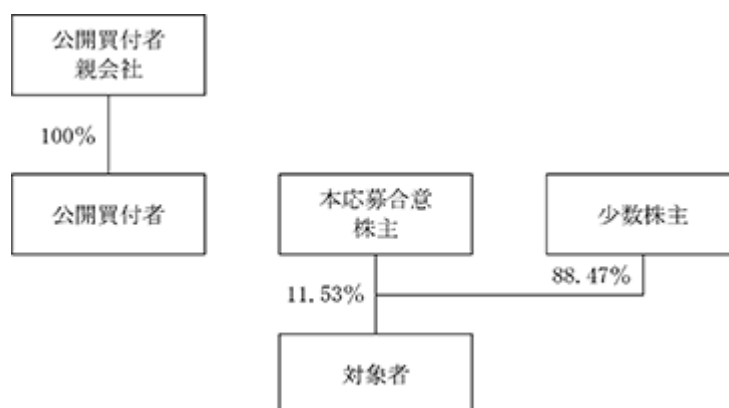
また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：823,150株、所有割合：2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,119,484株、所有割合：2.87%)及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,349,966株、所有割合：3.47%)(以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,198,400株、所有割合：3.08%)(これらを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ(以下「本再出資先」といいます。)に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主の対象者株式の所有割合(Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%)となる割合を基準として別途合意される割合で持分出資(以下「本再出資」といいます。)を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の1単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役1名を指名することを予定しております。

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

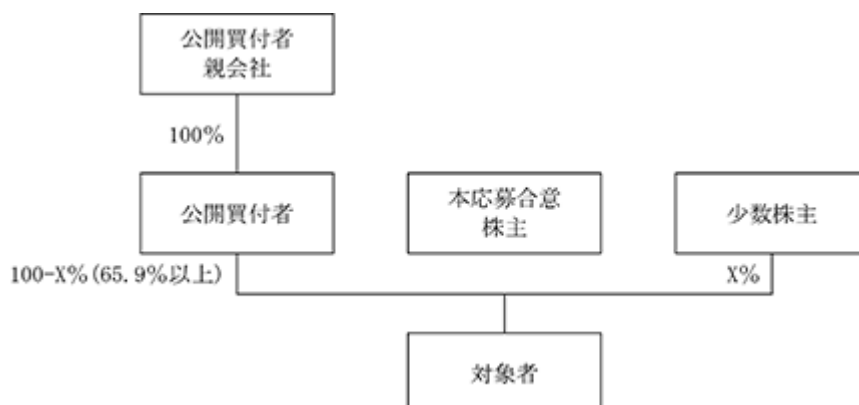
I. 本公開買付けの実施前

2025年2月17日時点において、本応募合意株主が対象者株式4,491,000株(所有割合：11.53%)、少数株主が残りの34,467,165株(所有割合：88.47%)を所有。



II. 本公開買付けの実施

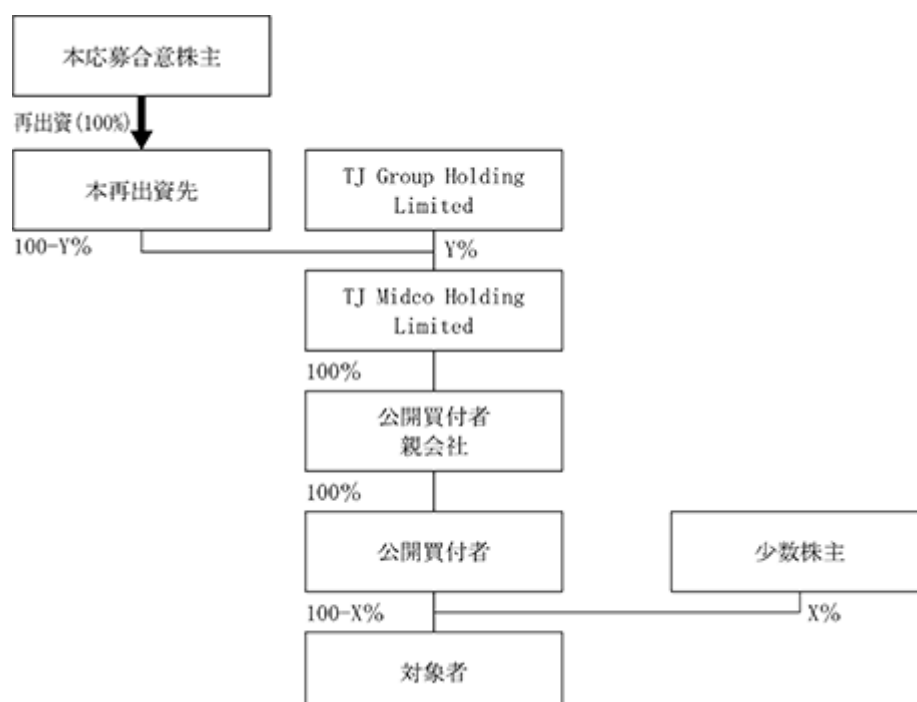
公開買付者は、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを対象に本公開買付けを実施。



III. 本公開買付けの実施後

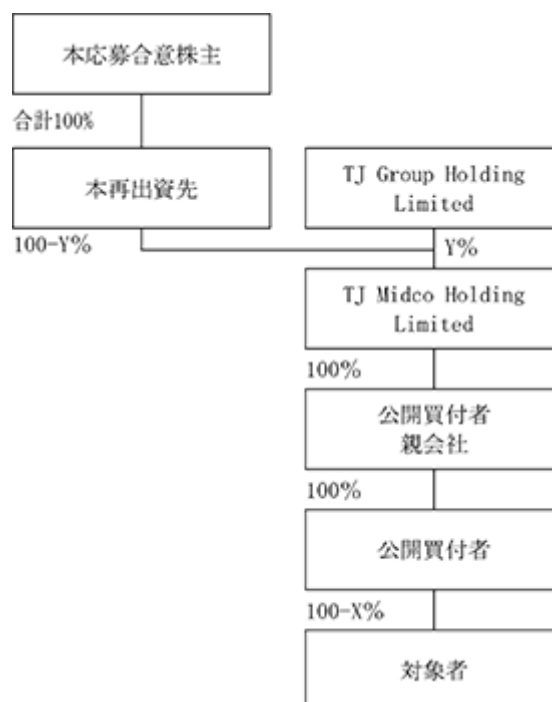
① 本再出資

本公開買付けの実施後、本応募合意株主が、本再出資先に対して、本再出資を実施。



② 本スクイズアウト手続

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本スクイズアウト手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施。



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をしております。

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をしております。

その後、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、2024年12月中旬に、各本応募合意株主との間で、本公開買付けへの応募に向けた協議を開始しました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日、各本応募合意株主より、各本応募合意株主が2025年2月17日時点で所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募する旨の意向を確認しました。また、公開買付者は、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、本再出資を行うことが非公開化後の対象者の企業価値向上につながり得ると考えたことから、本再出資についても本応募合意株主と協議を行いました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が本再出資を行うことを内容とする本応募契約をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い60営業日に設定しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い70営業日に設定しております。

<後略>

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件を満たす下限の設定

(訂正前)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,660,500株、所有割合：65.87%)は、本基準株式数(38,958,165株)の過半数に相当する株式数(19,479,083株、所有割合：50.00%)、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(訂正後)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,660,500株、所有割合：65.87%)は、本基準株式数(38,958,165株)から本応募合意株主が所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)の数(4,491,000株)を控除した株式数(34,467,165株)の過半数に相当する株式数(17,233,583株、所有割合：44.24%)、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数に、本応募合意株式の数(4,491,000株)を加算した株式数(21,724,583株、所有割合：55.76%)を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

① 本応募契約

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主との間で、本応募契約をそれぞれ締結しております。本応募契約において、各本応募合意株主は、公開買付者との間で、各本応募合意株主が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募(以下「本応募」といいます。)する旨の合意をしており、各本応募合意株主による応募の前提条件は存在しません。なお、本応募契約を除いて本応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約の概要は、以下のとおりです。

(I) 本応募合意株主の応募及び応募の不撤回

本応募契約において、本応募合意株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本応募契約の締結日の5営業日以内に、本応募をするものとされており、本応募合意株主による応募の前提条件は存在しません。また、本応募合意株主は、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する本応募合意株主が所有する対象者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされています。ただし、第三者によりその時点の公開買付価格の110%を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合、各本応募合意株主は、公開買付者に対して公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更することを申し入れることができるものとされており、申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間の末日の3営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付価格が上記のとおり変更されない場合、当該本応募合意株主は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を免れることができるものとされており。

(II) 本応募合意株主の誓約事項

本応募契約において、各本応募合意株主は、以下の事項を誓約しております。

- (i) 本応募合意株主は、本応募契約の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとする。また、本応募合意株主は、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知するものとする。
- (ii) 本応募合意株主は、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条及び第305条第1項)その他の株主権を行使しないものとする。
- (iii) 対象者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、本応募合意株主は、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

(III) 本再出資に係る合意

本応募契約において、本応募合意株主は、本公開買付けの成立を条件として、本再出資を行うものとされており。

(IV) 表明保証事項

本応募契約において、本応募合意株主は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等、並びに(h)対象者株式の所有を表明保証しております。

また、本応募契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、並びに(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等を表明保証しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年11月15日(金曜日)から2025年2月17日(月曜日)まで(60営業日)
公告日	2024年11月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入しておりませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(訂正後)

買付け等の期間	2024年11月15日(金曜日)から2025年3月4日(火曜日)まで(70営業日)
公告日	2024年11月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入しておりませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	389,581
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,172
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月15日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月15日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	382,331
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

<中略>

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年9月26日に提出した第11期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(38,958,165株)に係る議決権の数(389,581個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	389,581
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,172
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)	44,910
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	382,331
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)))×100(%)	100.00

<中略>

- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年9月26日に提出した第11期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(38,958,165株)に係る議決権の数(389,581個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	48,697,706,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	115,000,000
その他(c)	23,160,000
合計(a)+(b)+(c)	48,835,866,250

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(38,958,165株)に、本公開買付価格(1,250円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	48,697,706,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	115,000,000
その他(c)	25,956,000
合計(a)+(b)+(c)	48,838,662,250

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(38,958,165株)に、本公開買付価格(1,250円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 6,450,000 (2) タームローンB 15,050,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町 一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注2) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 6,450,000 (2) タームローンB 15,050,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町 一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注3) 借入期間：7年6ヶ月(期限一括返済) 金利：固定金利 担保：対象者株式等	7,000,000
計(b)				50,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から、21,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、21,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、7,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 6,450,000 (2) タームローンB 15,050,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町 一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注2) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 6,450,000 (2) タームローンB 15,050,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町 一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注3) 借入期間：7年6ヶ月(期限一括返済) 金利：固定金利 担保：対象者株式等	7,000,000
計(b)				50,000,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から、21,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、21,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、7,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年2月25日(火曜日)

(訂正後)

2025年3月11日(火曜日)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	—
所有株券等の合計数	44,910	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	—
所有株券等の合計数	44,910	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

① 【特別関係者】

(2025年2月17日現在)

氏名又は名称	<u>Oasis Investments II Master Fund Ltd.</u>
住所又は所在地	<u>P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u>
職業又は事業の内容	<u>金融商品投資業</u>
連絡先	連絡者 <u>Phillip Meyer</u> 連絡場所 <u>c/o Oasis Management (Hong Kong), 25/F, LHT Tower, 31 Queen 's Road Central, Central, Hong Kong</u> 電話番号 <u>+852 2847 7708</u>
公開買付者との関係	<u>公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者</u>

(注) Oasis Investments II Master Fund Ltd.は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの成立を条件として、本再出資先に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性がある」と判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年2月17日現在)

氏名又は名称	<u>Oasis Japan Strategic Fund Ltd.</u>
住所又は所在地	<u>P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u>
職業又は事業の内容	<u>金融商品投資業</u>
連絡先	連絡者 <u>Phillip Meyer</u> 連絡場所 <u>c/o Oasis Management (Hong Kong), 25/F, LHT Tower, 31 Queen 's Road Central, Central, Hong Kong</u> 電話番号 <u>+852 2847 7708</u>
公開買付者との関係	<u>公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者</u>

(注) Oasis Japan Strategic Fund Ltd.は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの成立を条件として、本再出資先に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性がある」と判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年2月17日現在)

氏名又は名称	<u>Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.</u>
住所又は所在地	<u>P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u>
職業又は事業の内容	<u>金融商品投資業</u>
連絡先	連絡者 <u>Phillip Meyer</u> 連絡場所 <u>c/o Oasis Management (Hong Kong), 25/F, LHT Tower, 31 Queen 's Road Central, Central, Hong Kong</u> 電話番号 <u>+852 2847 7708</u>
公開買付者との関係	<u>公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者</u>

(注) Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの成立を条件として、本再出資先に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性がある」と判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年2月17日現在)

氏名又は名称	Will Field Capital Pte. Ltd.
住所又は所在地	9 Straits View #06-07, Marina One West Tower, Singapore 018937
職業又は事業の内容	株式等の保有管理
連絡先	連絡者 RAJAH & TANN SINGAPORE LLP 連絡場所 9 Straits View #06-07, Marina One West Tower, Singapore 018937 電話番号 +65 6535 3600
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) Will Field Capital Pte. Ltd.は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの成立を条件として、本再出資先に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

② 【所有株券等の数】

Oasis Investments II Master Fund Ltd.

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,231(個)	一(個)	一(個)
新株予約権証券	二	二	二
新株予約権付社債券	二	二	二
株券等信託受益証券()	二	二	二
株券等預託証券()	二	二	二
合計	8,231	二	二
所有株券等の合計数	8,231	二	二
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	二	二

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,194(個)	一(個)	一(個)
新株予約権証券	二	二	二
新株予約権付社債券	二	二	二
株券等信託受益証券()	二	二	二
株券等預託証券()	二	二	二
合計	11,194	二	二
所有株券等の合計数	11,194	二	二
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	二	二

Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	13,499(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	13,499	—	—
所有株券等の合計数	13,499	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

Will Field Capital Pte. Ltd.

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	11,984(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	11,984	—	—
所有株券等の合計数	11,984	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主との間で、本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

② 【半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第12期中(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)2025年2月14日 関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

(1) 「2025年6月期 第1四半期決算短信〔I F R S〕(連結)」の公表

対象者は2024年11月14日付で「2025年6月期 第1四半期決算短信〔I F R S〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないということです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

(単位：百万円)

会計期間	2025年6月期第1四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)
売上収益	9,993
営業利益	780
税引前利益	853
四半期利益	239
親会社の所有者に帰属する四半期利益	151
四半期包括利益合計額	△1,054

② 1株当たりの状況(連結)

(単位：円)

会計期間	2025年6月期第1四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益	4.01
希薄化後1株当たり四半期利益	3.98

(2) 「2025年6月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月14日付の対象者取締役会において、本公開買付けが行われる予定であることを踏まえて、本公開買付けが成立することを条件に、2025年6月期の配当予想を修正し、2025年6月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(訂正後)

(1) 「2025年6月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月14日付の対象者取締役会において、本公開買付けが行われる予定であることを踏まえて、本公開買付けが成立することを条件に、2025年6月期の配当予想を修正し、2025年6月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

II 公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年2月17日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年11月15日付公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2 府令第13条第1項第12号の規定による添付書類

対象者が2025年2月14日付で第12期中半期報告書(自2024年7月1日至2024年12月31日)を提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。

3 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した融資証明書に変更がありましたので、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行による融資証明書を差し替えるものといたします。